

1 目的

死亡に伴う手続は多岐にわたり、身近な人が亡くなった悲しみの中、慣れない手続を短期間のうちに行わなければならない、遺族の大きな負担となっている。

「おくやみハンドブック」はこれらの複雑な手続をわかりやすくまとめた冊子で、これを専門的なノウハウを有する事業者と協働で作成し、その事業者が募集する広告収入を基に市が負担することなく編集・印刷することで、安定的な運用の下、遺族の負担軽減に寄与することを目的とする。

2 発行の形態

おくやみ関連の主に市役所で必要な手続をまとめた冊子

作成及び納入にかかる費用はすべて協働発行者が募集する広告事業者からの広告料により協働発行业務者が負担し、無償で市に提供する。

3 冊子の提供期間及び納品日

- (1) 提供期間 協定締結日から令和11年3月31日まで
- (2) 提供方法 令和8年度版から令和10年度版まで年度ごとに作成・納品すること
- (3) 発行頻度 年1回
- (4) 納品日 令和8年度：令和8年5月末日 以降同じ

4 冊子の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 各年度、納品日から翌年5月末日まで
- (2) 配布方法 死亡届受付時及び希望者に配布

5 規格及び作成予定部数

- (1) 規 格 A4サイズ
- (2) ページ数 「6 冊子の内容」のとおり
- (3) 部 数 6000部／年度
- (4) 色 フルカラー

6 冊子の内容

- (1) 市のおくやみ手続に関する情報 16ページ
- (2) 広告 4ページ

ただし、広告内容・色等の冊子の仕様について、事前に市と協議し、承認を受けた後に制作しなければならない。

- (3) 視覚障害者等にも対応するため、ユニボイス（Uni-Voice）用の二次元コードを印刷すること。なお、二次元コードは、本市で用意するが、本市による二次元コード準備期間も考慮した制作スケジュールとすること。

7 協賛企業広告について

- (1) 協働発行事業者は、作成趣旨に沿った広告事業者を選定すること。
- (2) 広告募集は協働事業者の責任で行い、その広告収入で編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行うものとする。長野市は広告募集に関し、募集活動の同行、ホームページ掲載などの営利を助長する活動は行わない。
- (3) 長野市広告掲載取扱要綱、その他法令を遵守した広告のみ掲載するとともに、広告の問い合わせ等に関しての一切の責任は、協働事業者又は広告主が負うものとする。
- (4) 長野市は、協働事業者より申請を受けた広告主を審査するものとする。
- (5) 協働事業者は、長野市が指定する期日までに審査に必要な広告原稿と「長野市による市税など納税調査の同意書」を広告主から受け取り、長野市に提出すること。
- (6) 市の情報と広告情報との混同を避けるため、広告ページと市の情報ページは冊子内にそれぞれ独立して配置すること。

8 その他

- (1) 提案者は、本事業を行う上で知り得た秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。なお、この取扱いは、本事業が終了した後においても同様とする。
- (2) 印刷は長野市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者とする。
- (3) 校正は、文字校正を3回以上、色校正を1回程度とする。
- (4) 冊子を納品するほか、電子書籍等を通じて冊子を閲覧可能な環境（PDFデータ等）を整え、長野市に提供すること。（提供されたデータは長野市において長野市公式ホームページ等に掲載する。）
- (5) 協働発行事業者は、冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、長野市と協力して誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。
- (6) 長野市からの提供情報については長野市が、それ以外の情報については協働発行事業者が著作権を持つものとする。
- (7) 協働発行事業者は、協定期間内において、落丁や乱丁などあれば必要に応じてその差し替えに対応すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項は、長野市と協働発行事業者が協議の上対応を決定する。